

1. 製品及び会社概要

- 1.1 製品名
松風セップ
- 1.2 会社名
株式会社 松風
- 1.3 住所
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 担当部門
技術部品質保証課
- 1.5 担当者
品質保証課長
- 1.6 電話番号
075-561-1112
- 1.7 FAX 番号
075-275-4795

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

健康有害性

眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性 区分 1

生殖毒性 区分 2

特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分 1（中枢神経系、全身毒性、腎臓）

区分 3（気道刺激性）

特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分 2（肝臓、血管、脾臓）

GHS ラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害情報

引火性の高い液体及び蒸気
重篤な眼の損傷
呼吸器への刺激のおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器の障害（中枢神経系、全身毒性、腎臓）
長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（肝臓、脾臓、血管）

注意書き

[安全対策]
使用前に添付文書入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

容器を密閉しておくこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。

[応急措置]

皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ただちに医師に連絡すること。

[保管]

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

成分名	CAS 番号	官報公示整理 番号(化審法)	含有量 (重量%)
イソプロピルアルコール	67-63-0	2-207	50-60
n-プロピルアルコール	71-23-8	2-207	10-20
その他	—	—	

4. 応急措置

4.1 眼に入った場合

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところまで体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

4.5 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

高濃度のばく露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。

眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。
皮膚への長期のばく露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。

4.6 医師に対する特別な注意事項
情報なし

5. 火災時の措置

5.1 適切な消火剤

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、耐アルコール泡消火剤、乾燥砂

5.2 使ってはならない消火剤

棒状水

5.3 火災時の特有の危険有害性

情報なし

5.4 特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.5 消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 封じ込め及び浄化の方法及び機材

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

7. 取り扱い及び保管上の注意

7.1 取り扱い

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。引火性があるため、火気厳禁で取り扱うこと。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。高温物、スパーク、火気、強酸化剤との接触を避けること。

7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。有機過酸化物と同一場所に保管しないこと。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 管理濃度

イソプロピルアルコール 200 ppm

8.2 許容濃度

イソプロピルアルコール

日本産業衛生学会 (2013 年版)	最大許容濃度	400 ppm 980 mg/m ³
ACGIH (2013 年版)	TLV-TWA	200 ppm
	TLV-STEL	400 ppm

n-プロピルアルコール

ACGIH (2009 年版)

TLV-TWA

100 ppm

8.3 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

8.4 保護具

呼吸用保護具：保護マスク

手の保護具：保護手袋

眼の保護具：保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具：保護衣

8.5 特別な注意事項

情報なし

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状態、形状、色等）：	青色透明液体
臭い：	芳香臭あり
pH：	データなし
融点・凝固点：	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲：	データなし
引火点：	15.5 °C
燃焼性（固体、気体）：	データなし
爆発範囲の上限・下限：	データなし
蒸気圧：	データなし
比重又は嵩比重：	0.85
溶解度（水）：	可溶
η -オクタノール/水分配係数：	データなし
自然発火温度：	データなし
分解温度：	データなし
粘度（動粘性率）：	データなし
蒸気圧：	データなし
相対ガス密度：	データなし
粒子特性：	データなし
その他のデータ：	なし

10. 安定性及び反応性

10.1 反応性

酸化剤、強酸類と反応する。

10.2 化学的安定性

通常条件下では安定。

10.3 危険有害反応可能性

強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。

10.4 避けるべき条件

直射日光、高温

10.5 混触危険物質

酸化剤

10.6 危険有害な分解生成物

火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

11. 有害情報

11.1 急性毒性

イソプロピルアルコール；

経口	ラット	LD50	4384 mg/kg
経皮	ウサギ	LD50	12870 mg/kg
吸入	ラット	LC50	68.5 mg/L/4H

n-プロピルアルコール；

経口	ラット	LD50	2200 mg/kg
経皮	ウサギ	LD50	4060 mg/kg

11.2 皮膚腐食性及び刺激性

データなし

11.3 眼に対する重篤な損傷又は刺激性

重篤な眼の損傷

11.4 呼吸器感作性又は皮膚感作性

データなし

11.5 生殖細胞変異原性

データなし

11.6 発がん性

イソプロピルアルコール：IARC グループ 3

n-プロピルアルコール：ACGIH A3

11.7 生殖毒性

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

11.8 特定標的臓器毒性（単回ばく露）

臓器の障害（中枢神経系、全身毒性、腎臓）

呼吸器への刺激のおそれ

11.9 特性標的臓器毒性（反復ばく露）

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ
（肝臓、脾臓、血管）

11.10 誤えん有害性

データなし

12. 環境影響性

12.1 生態毒性

イソプロピルアルコール；藻類（Pseudokirchneriella subcapitata）ErC50/72H >1000 mg/L

甲殻類（オオミジンコ）EC50/48H >1000 mg/L

魚類（メダカ）LC50/96H >100 mg/L

甲殻類（オオミジンコ）NOEC/21D >100 mg/L

n-プロピルアルコール；甲殻類（ミジンコ）LC50/48H 3025 mg/L

12.2 残留性・分解性

データなし

12.3 生態蓄積性

データなし

12.4 土壌中の移動性

データなし

12.5 オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意**14.1 注意事項**

火気厳禁で取り扱うこと。

14.2 国連番号・国連分類

番号： 1219

クラス： 3

包装等級： II

適切な積荷名称： Isopropanol

15. 適用法令**15.1 消防法**

危険物第4類第アルコール類

15.2 労働安全衛生法

イソプロピルアルコール

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第494号)

危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

n-プロピルアルコール

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第494号)

危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)

15.3 化学物質排出把握管理促進法

該当物質なし

15.4 化審法

イソプロピルアルコール

優先評価化学物質(法第2条第5項)

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。